

森林環境税（仮称）の創設を求める意見書

我が国の森林は国土の7割を占め、国土保全、水源のかん養、地球温暖化防止等、多面的な機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。これらの機能を十全に果たすためには、間伐などの森林整備を着実に実施する必要がある。

森林整備のための財源については、現在、政府において、市町村主体の新たな森林整備を進める財源としての「森林環境税（仮称）」の創設に向けて検討が進められているところであるが、森林整備を進めていくことは、国土保全などの森林の公益的機能の発揮のみならず、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

については、国におかれては、次の事項の実現を図られるよう、強く要請する。

- 1 森林の持つ多面的機能の恩恵を広く国民全体が享受していることに鑑み、市町村が持続的に森林の整備・保全に取り組めるよう、安定財源の確保に向けて森林環境税（仮称）を創設すること。
- 2 税の創設に当たっては、税を活用した森林整備等が円滑に進められるよう、市町村の体制整備を進めるとともに、都道府県による市町村への技術支援等の役割分担も十分整理したうえで、本府をはじめとした地方自治体が独自に実施している超過課税との関係を明確化した制度設計を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月19日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	野 田 聖 子 殿
農林水産大臣	齋 藤 健 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 村 田 正 治